

**意見****(契約事務について)**

フラワー協会の1件50万円以上の契約の平均落札率の推移は以下のとおりである。

| 区 分         | 摘 要   | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 |
|-------------|-------|----------|----------|----------|
| 指名競争入札      | 件 数   | 21 件     | 27 件     | 25 件     |
|             | 平均落札率 | 94.5%    | 91.1%    | 90.8%    |
| 複数者随意契約     | 件 数   | 36 件     | 45 件     | 30 件     |
|             | 平均落札率 | 93.9%    | 90.7%    | 91.5%    |
| 1 者 随 意 契 約 | 件 数   | 23 件     | 33 件     | 22 件     |
|             | 平均落札率 | 98.4%    | 95.1%    | 96.3%    |
| 単 価 契 約     | 件 数   | 11 件     | 12 件     | 10 件     |
|             | 平均落札率 | 94.1%    | 93.3%    | 96.1%    |

契約事務に関して改善すべき事項は以下のとおりである。

**1 指名競争入札における指名業者の選定について(共通)**

指名競争入札における指名業者の選定について、広く入札に参加させるなど柔軟な入札業務を工夫したらどうか。

**(現状及び問題点)**

花壇や樹木に関する整備・管理等の業務に関する指名競争入札は、契約案件毎に5者～8者が選定され、平成15年度では延べ106者の造園業者が選定されているが、同一業者が複数の契約案件に参加しているために実質的には41者の指名となっている。このことから、契約ごとに業務の特殊性が薄く、ある程度の業者であればどの案件についても入札する資格があることが予想される。

指名競争入札を適用する趣旨からすれば、契約ごとに指名業者を限定する必要はなく、広く入札機会を与えるほうがより一層競争の利益の獲得が期待できる。

**(改善策)**

入札業務に関する規定や実務上の制約などがあるかとは思われるが、複数の入札契約を特定の日を実施することとして、その入札日に入札資格を満たす業者を広く入札に参加させるなど柔軟な入札業務を期待する。

(参照 共通意見の項1-17頁)

## 2 積算価格の精度見直しの必要性について(共通)

指名競争入札契約で落札価格が過去3年間毎年上昇している事例があるが、積算価格の精度の見直しを行う必要があるのではないかと。

(現状及び問題点)

交通誘導警備業務の単価契約に関する積算価格及び落札価格の過去3年間の推移を見ると、積算価格は毎年引き下げられていることからコスト削減に向けての検討が行なわれていることは読み取れる。しかし、落札価格が徐々に上昇して平成15年度には積算価格、及び予定価格と一致するような状況にあるのは、積算価格の算定及び予定価格の設定における検討が十分ではないと思われる。

(改善策)

積算価格と落札価格との乖離が生じることはやむを得ないこととしても、上記のような場合には積算価格の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性の確保に努める必要がある。

(参照 共通意見の項1-17頁)

## 3 高額な1者随意契約について

高額な1者随意契約については、対象業者を近県にも範囲を拡大するなどして可能な限り指名競争入札を採用していく方向で検討されたい。

(現状及び問題点)

クリスマスイルミネーション設置業務及び夜間開園照明設置業務は技術的な理由等から請負可能な業者は県内では1者のみとの理由で1者随意契約を採用している。金額的には指名競争入札を採用する範囲であり、県内の業者に委託先を限定して安易に1者随意契約を採用するべきではない。

(改善策)

ぐんまフラワーパークの夜間照明やクリスマスイルミネーションの業務が、ある程度特殊な技能を要することは理解できるが、技術を持った企業を県内に限定せず近県にも範囲を拡大して、可能な限り指名競争入札を採用していく方向で検討されたい。

## (会計事務について)

### 4 入園券の管理と実地棚卸について

入園券は金券であり現金と同程度リスクがあるため、管理手続の改善が望まれる。

(現状及び問題点)

総務管理グループは、窓口収入現金と台帳の突合は行っているが、半券等(団体の場合は団体入園申込書)の現物チェックは行っていない。未使用入園券の実地棚卸については、年二度ほど行っているが、今まであまり重視していなかった。

また、月次単位で未使用入園券の受払について「手売入園券出納報告書」を作成し、上司に報告をしているが、実地棚卸を事実上行っていないため、この報告書は単に計算上の未使用入園券の月末残高を報告しているにすぎない。

(改善策)

半券等については、窓口だけではなく、総務管理グループも窓口収入現金とのチェックを行うべきである。また、未使用入園券は金券であり、現金と同程度リスクがあるため、実地棚卸は重要である。毎日の業務として、閉園後に入園券の整理(端数の券を整理して翌日の窓口に渡すための準備作業)を行っているが、この作業の中で同時に毎日実地棚卸を行い、払い出し(=当日売上高)との整合性を確かめる等の改善が望まれる。

### 5 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。...平成15年度残高6,150千円

(参照 共通意見の項1-19頁)

### 6 諸税未払金計上の必要性について

消費税等については「未払消費税等」として、法人税、住民税及び事業税については「未払法人税等」として貸借対照表の負債の部に計上し、資金の範囲に含めることが必要である。

(現状及び問題点)

フラワー協会は、消費税等、法人税、住民税及び事業税については、納付時に租税公課として費用処理するいわゆる「現金主義」で会計処理している。

会計理論上これらの諸税の扱いについては、通常計算書類作成時までに課税所得計算が終了しており、未払金と同様の性格であることから、決算時にその計算額を「未払消費税等」「未払法人税等」として貸借対照表の負債の部に計上し、資金の範囲に含めることが必要である。

(財)群馬県フラワー協会

(改善策)

未払金等として貸借対照表に計上すべき金額は、以下のとおりである。(単位：千円)

| 科 目     | 平成 15 年 3 月 31 日 | 平成 16 年 3 月 31 日 |
|---------|------------------|------------------|
| 消費税等未払金 | 139              | 245              |
| 未払法人税等  | 1,688            | 995              |
| 法人税     | 1,136            | 661              |
| 法人県民税   | 77               | 53               |
| 法人事業税   | 285              | 150              |
| 法人村民税   | 190              | 131              |
| 合 計     | 1,827            | 1,240            |

**7 人件費の計算書類上の表示について(共通)**

フラワー協会の計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項 1 - 20 頁)

**(県と出資団体の関係について)**

**8 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)**

県は派遣職員への人件費相当額を補助金としてフラワー協会に支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項 1 - 23 頁)

**9 委託料の精算方式について(共通)**

県とフラワー協会の業務委託契約において、委託料のゼロ精算は是正すべきである。

(参照 共通意見の項 1 - 26 頁)

## 10 利用料金の取扱について

利用料金については、法改正の趣旨を生かすためにも、当初設定委託料の利用料金実績による増減補正は行わないよう改善することが望まれる。

(現状及び問題点)

### (1) 管理受託者による利用料金の制度について

公の施設の利用料金の制度は、公の施設の管理運営に当たって管理受託者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、また、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化を図るために平成3年4月、地方自治法第244条の2の改正により創設されたものである。

すなわち、管理受託者の自主的な運営を行いやすくすることによって公の施設のより効果的な活用を図ろうとするものであり、例えば、管理受託者が支出した管理費と管理受託者が利用料金として収受した利用料金との差額を委託料として管理受託者に支払うような単なる不足払い方式をとることは本制度の考えていないところである。

したがって、管理受託者において地方公共団体では実施しがたいような経営努力を行ってコスト引き下げを図った結果、受託者にある程度の利益が生じたとしても、このような自己努力による利益は原則として吸い上げないような取扱にすることが、管理受託者への経営努力へのインセンティブとなり、また制度の趣旨にも合致するものではないかと考える。

また、逆に公の施設の管理費に対する料金収入の不足分を自動的に委託費として交付することも制度の趣旨にそぐわないと思われる。

### (2) フラワー協会における利用料金の取扱方針について

フラワー協会では、県の公社・事業団改革の方針を受け、平成14年度よりぐんまフラワーパークにつき利用料金制度を導入した。導入時の取扱案は以下のとおりであった。

「利用料金制度を導入し、当初予算で算定した利用料金収入を管理委託料から控除した額で委託契約を締結する。本来は、利用料金で管理を行うべきものであることから、当初設定の委託料は利用料金実績による増減補正は行わない。ただし、ぐんまフラワーパークについては、ゴールデンウィーク中の入園者数の増減が収入に大きく影響を与えることから、この期間中の推計値との差額は、9月補正で委託料を増減させるものとする。なお、補助金についても、人件費を除き同様に原則補正しない。」

(財)群馬県フラワー協会

また、入園料の当初推計については、平均単価×入園者推計で計算する。

- ・ 平均単価 ...前年 10 月の 1 年間有料入園者の平均実績単価による。
- ・ 入園者推計...前年 10 月の 1 年間有料入園者数実績×調整率
- ・ 調整率 ...過去 4 年度の増減率の中間値 2 年分×0.9(逓減率=努力目標)

(3) 実際の取扱について

平成 14 年度、15 年度とも、利用料金実績による委託費の増減補正を行い、補助金についても従来どおり補正をしている。これでは上記法改正の趣旨が生かされていないことになる。

当初方針を遵守できなかった理由は以下のとおりである。

- ・ 平成 15 年度は天候不順の影響が大きく、入園者数が激減した。すなわち、4 月から土日のいずれかが雨にたたられ、5 月になっても不順な天候、夏休みも冷夏になり、入園者数に大きな打撃を受けた。
- ・ 類似する花のテーマパークが県内外で相次いでオープンし、競争が激化した。
- ・ 入園料の当初推計について、調整率は過去 4 年度の増減率の中間値 2 年分×0.9(逓減率=努力目標)で計算されるが、努力目標として厳しすぎ、目標達成が困難なこと。

(改善策)

公の施設の利用料金制度の趣旨を生かすためにも、当初設定委託料の利用料金実績による増減補正は行わないよう改善することが望まれる。そのためには、入園料の当初推計について実現可能な数値になるよう工夫をし、また、例外規定を設けるのなら、合理的で客観的な基準を考案することが必要である。

いずれにしても、管理受託者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、また、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化によって公の施設のより効果的な活用を図ろうとする法の趣旨を鑑み、改善することが望まれる。